

市民生活課 ☎973-5487

自動車事故の被害にあわれた方へ

独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)では、自動車事故が原因で、脳、脊髄または胸腹部を損傷し、重度の障害を持ったため、日常生活動作について常時または随時介護が必要な方に対して、介護料を支給しています。

【介護料支給額】

29,260円～136,880円

また、自動車事故が原因で保護者の方が亡くなった、または重度の障害を残すことになったために生活が困難しているご家庭のお子様(中学卒業まで)に対して、育成資金の無利子貸付を行います。

【貸付金の一時金】

155,000円(初回のみ)

【貸付金の月額】

10,000円または20,000円

【入学支度金】 44,000円(小中学校入学時)

【お問い合わせ】 県独立行政法人自動車事故対策機構 沖縄支所

☎916-4860

障がい福祉課 ☎973-5452

①障害者手当(20歳以上・障害児福祉手当(20歳未満) 13,500円

重度障害者(児)福祉の向上を図ることを目的に手当を支給します。

特別障害者手当

【対象】在宅で20歳以上の者であって、

著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者。(施設に入所中の方、継続して3ヶ月を超えて入院している方は対象になりません。)

【手当月額】 26,620円

障害児福祉手当

【対象】在宅で20歳未満の者であって、著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において、常時の介護を必要とする者。(障害を事由とする年金を受給している方、施設に入所している方は対象になりません。)

【手当月額】 14,480円

【申請方法】医師の診断書・その他書類を添付して申請する必要があります。詳細は、障がい福祉課までお問い合わせください。

②第3回うるま市障がい児フェスタ

「うらま市」(Uruma City) キッズフェスタ 開催

うるま市内の障がい児通所支援事業所(児童発達支援・放課後等デイサービス等)を利用しての児童の作品展・活動紹介やステージ発表と、障がい児を支える地域、市民への障がい児に対する理解を深める啓発を兼ねた講演会を行います。

【とき】9月6日(日) 午前10時～午後4時

【ところ】石川保健相談センター

1階及び2階ホール

生活福祉課 ☎973-4982

生活困窮者自立支援制度について

平成27年4月1日、生活困窮者自立支援法が施行され、うるま市でも生活困窮者自立支援制度が始まりました。この法律は、生活保護受給に至る前の段階で、ご本人が自立できるように支援するものです。主に経済的社会的な自立に向けての相談を受けることができます。

ご利用には収入や年齢等の要件がありますので、「うるま市 就職・生活支援パーソナル・サポート・センター」へご相談ください。

【相談時間】 月～金曜日
(年末年始・慰霊の日・祝祭日を除く)
午前8時45分～午後4時45分

【ところ】 健康福祉センターうるま3階

【相談方法】 予約は必要ありませんが、事前に電話にて連絡をいただけましたら、よりスムーズに相談できます。

【お問い合わせ】 うるま市 就職・生活支援パーソナル・サポート・センター ☎989-3972

